内蒙古自治区植林植草計画【中華人民共和国】

施策所管局課 国別開発協力第一課 評価年月日 平成 25 年 4 月

1 案件概要	
(1)供与国名	中華人民共和国
(2)案件名	内蒙古自治区植林植草計画
(3)目的·事業内容	内蒙古自治区南部黄河流域において植林植草等を行い, 植生被
*閣議決定日,供与条	覆を増加させることで、砂漠化防止を図るもの。
件などを含む	
	案件の内容
	・土木工事
	・ソフトコンポーネント
	ア 閣議決定日:平成15年3月28日
	イ 供与限度額:150 億円
	ウ 金利: 0.75%
	エ 償還 (据置) 期間:40 (10) 年
	オ 調達条件:一般アンタイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	内蒙古自治区南部黄河流域の本事業実施地は中国全土で最も
	降水量の少ない地域の一つである。過酷な自然条件に森林過伐、
	過放牧, 過開拓等の人為的要因が加わり, 事業計画時(14年度
	(2002) 年度) の森林率は約 13%, 植生被覆も著しく損なわれて
	おり,砂漠が灌漑区や人家等に接近して民生を脅かしている。林
	業分野の長期計画である「全国造林緑化計画(2011~2020)」は
	平成 27 (2015) 年に森林被覆率 21.7%以上, 平成 32 (2020) 年
	に森林被覆率 23%以上との目標を提示するなど, 本事業に関す
	る社会的ニーズは依然として高い。
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	事業の立ち上げ段階で SARS(重症急性呼吸器症候群)の流行

	に伴い移動制限や出張・会議の延期等の感染防止策が取られたた
	め、調達手続き等に遅延があったほか、干ばつ等の影響による植
	林サイトの変更等により遅延が発生したが,現在,事業は順調に
	進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因
	は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測
	されることから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過	・交換公文
程において使用した資	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
料等	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料